

山江村学校給食調理業務事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

山江村 教育委員会

令和8年2月

1. 目的

この要領は、山江村学校給食調理業務を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

山江村学校給食調理業務

(2) 業務場所

山江村立小中学校(山田小学校、万江小学校、山江中学校)

(3) 業務内容

山江村学校給食調理業務仕様書(別添)のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(5) 委託料上限額(予算額)

35,193,000円(消費税及び地方消費税を含む。単年度年額)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格についてはこの範囲で別途算定する。

※2年度以降の委託料については初年度委託料と同額とする。ただし、経済の状況や物価高騰等の影響による委託料の増減が見込まれる場合は、発注者と協議の上決定するものとする。

3. 担当課

山江村 教育委員会 学校教育係

所在地 〒868-0092 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1360番地

電話 0966-23-3604(直通)

メールアドレス gakou@vill.yamae.lg.jp

ホームページURL <https://www.vill.yamae.lg.jp>

4. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- (2) 本業務と同種・類似の業務の実績経験を有し、過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)に、その業務を完了した実績を有すること。
- (3) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。

(4) 山江村建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。

ただし、名簿に登録が無い者であっても、第7項(2)に定める書類を提出し、その内容が適当であると確認できる場合はこの限りではない。

(5) 地方自治法施行令に基づく入札参加資格に関する規定第167条4に該当する者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き等の申し立てがなされている者でないこと。

(7) 山江村暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

表5-1 選考スケジュール表

内容	期間等
公募の開始	令和8年2月16日(月) ※山江村ホームページにて提出書類等のダウンロードが可能。
質問の受付	令和8年2月16日(月)から令和8年2月25日(水)正午まで ※メール送信後、教育委員会に送信確認の電話を行うこと。 ※質問の回答は、令和8年2月26日(木)までにホームページにて公開。
企画提案書等の提出	令和8年2月16日(月)から令和8年3月9日(月)まで 土日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)。
プレゼンテーション(予定)	令和8年3月中旬に企画提案のプレゼンテーションを予定。プレゼンテーションの時間等の詳細内容は、電子メールにて企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡。
結果通知	令和8年3月中旬から下旬に選考結果を電子メールにて通知する。また、山江村ホームページでも公表する予定。
契約締結	協議後速やかに契約締結する。

6. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は次のとおり実施する。

(1) 受付期間

令和8年2月16日(月)から令和8年2月25日(水)正午まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)に必要事項を記入し、担当課あてに電子メールで提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。メール送信後、担当課へ送信確認の電話を行う。なお、電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しないものとする。

(3) 質問の回答は、令和8年2月26日(木)までにホームページにて公開。

7. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり企画提案に必要な書類(以下、企画提案提出書類)を持参又は郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1つの提案に限る。

(1) 提出期間

令和8年2月16日(月)から令和8年3月9日(月)まで
土日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)。

(2) 提出書類

企画提案提出書類は表 7-1 のとおり。書類提出は日本工業規格による A4 版の規格によることとし、左綴じで作成すること。ただし、図面等は A3 版とする。

表7-1 企画提案提出書類一覧

No.	提出書類	内容	様式
1	企画提案書(表紙)		様式 2
2	企画提案書	別紙「山江村学校給食調理業務仕様書」及び別表 1「山江村学校給食調理業務事業者選定に係る公募型プロポーザル評価基準」を参照し、分かりやすい提案をすること。(以下、例) (1) 基本方針 (2) 業務スケジュール (3) 衛生管理 (4) 調理従事者との連携・支援体制 (5) 現場への巡回の頻度及び指導内容 (6) 急な欠員時等のバックアップ体制 (7) 学校への人員配置、人材確保 (8) 研修の体制 (9) 過去 5 年間の事故の件数及び概要(異物混入・アレルギー事故・食中毒事故等) (10) 食物アレルギーについての理解・研修・事故防止策等具体的内容 (11) 非常時の対応(事故の内容、原因、対応、再発防止策等) (12) 加入保険、年休の保障等福利厚生 (13) 上記のほか、アピールポイント等	自由様式
3	業務実施体制	組織図・フロー図等によりわかりやすく記載すること。	様式 3
4	総括責任者、担当者名簿	配置予定者が過去 5 年間に担当した業務実績が分かるように記入すること。	様式 4
5	業務実績一覧表	過去 5 年間の学校給食受託小学校数と給食	様式 5

		数、中学校数と給食数	
6	経費見積書	積算内訳書も添付すること	様式6
7	履歴事項全部証明書	発行から3ヶ月以内のもの（写し可）	全員提出
8	納税証明書	国税（消費税等）に滞納がない証明（写し可）	全員提出
9	印鑑証明書	発行から3ヶ月以内のもの（写し可）	全員提出

(3) 提出部数

企画提案書 6部

8. 提出書類に関する注意事項

- (1) 企画提案書等の提出後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査の都合上、複製する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書については、本プロポーザルの目的以外には、使用しない。
- (5) 提出された企画提案書は、山江村情報公開条例に基づいた公開請求により公開する場合がある。

9. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年3月中旬に企画提案のプレゼンテーションを予定。プレゼンテーションの時間等の詳細内容は、電子メールにて企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡。なお、プレゼン審査の順番は提案書の受付順とする。

(2) 実施方法

- ①時間 1社あたり20分以内とする。
- ②質疑 プレゼン終了後、または20分経過後、10分程度質疑とする。
- ③出席者 1社あたり3名以内とする。
- ④書類 事前提出した企画提案書により実施すること。当日の追加資料も認めるが、A4版又は、A3版の1枚のみを認める。
- ⑤電子機器類の使用
パワーポイント等による提案も認めるが、必ず事前に本村担当者へ連絡をすること。電子黒板は、本村担当者が準備したものを使用すること。パソコンについては、各参加事業者で準備すること。

10. 企画提案の評価基準と事業者の決定

(1) 評価基準

別表1「山江村学校給食調理業務事業者選定に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり評価する。

- ① 書類評価点(20点)
 - ア 会社の受託実績(10点)
 - イ 総括責任者、担当者の実績(10点)
- ② 企画提案評価点(70点)
 - ア 基本方針(10点)
 - イ 業務実施体制(10点)
 - ウ 衛生管理(5点)
 - エ 支援体制(15点)
 - オ 研修(15点)
 - カ 福利厚生(15点)
- ③ 価格評価点 10点
 - ア 見積価格(10点)

(2) 事業者の決定

候補者の決定については、上記評価基準に基づき事務局及び審査員が評価し、その平均が 50 点以上であり、最高得点の者が事業者となる。ただし、提案した事業者すべてが、基準点に満たない場合は受託事業者を特定しない。なお、最高得点者が複数いた場合には、価格評価点が高いものを受託事業者とする。

また、提案者が複数いない場合であってもプロポーザルを実施し、評価基準を満たした場合は、事業者として決定する。

1 1. 失格事項

本プロポーザルの提案者が下記事項に該当した場合は、失格する場合がある。

- (1) 提案書の提出方法や提出先、提出期限に適合しない。
- (2) 提案書が本要領や仕様書に適していない。
- (3) 提案した見積書が委託料上限額(予算額)を超えている。
- (4) プレゼンテーションに出席しない。
- (5) 提案者に重大な過失や虚偽の提案があった場合。
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

1 2. 選考結果

選考結果については、電子メールにて通知する。また、山江村ホームページでも公表する予定。

1 3. 契約に関する事項

(1) 長期継続契約

本件は、「山江村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成 27 年山江村条例第 22 号)第 2 条第 1 項第 2 号に基づく長期継続契約に該当するため、下記事項に留意すること。

①発注者の解除権

長期継続契約は、契約締結翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する場合があること。

②その他

本契約に係る長期継続契約の取扱については、山江村の関係規定に定めるところによる。

(2) 契約締結

選考結果通知後、受託者と協議のうえ、提案書をもとに契約を締結する。受託事業者との契約交渉が不調の場合、次点者と契約交渉を行う。

(3) 辞退

本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式 7)を提出しなければならない。なお、辞退を理由に今後不利益となる取扱をすることはない。

1 4. その他

(1) 本プロポーザルにおける提案にかかった全ての経費は、提案者が負担するものとする。

(2) 本プロポーザルにおける疑義が生じた場合は、担当課へ質問書をもって質問すること。